

コーセーグループ  
行動指針



# 目 次



コーセーグループの皆さんへ .....	3
コーセーグループ行動憲章	
「正しきことに従う心」 .....	4
コーセーグループ行動理念 .....	5
コーセーグループ行動規範 .....	6
1. 私たちは、 お客さまや取引先様との関係において、以下の行動を約束します .....	6
2. 私たちは、 法令を遵守し、社会との関係において、以下の行動を約束します .....	8
3. 私たちは、 社内や社員との関係において、以下の行動を約束します .....	10
4. 経営者・管理者は、コーセーグループ行動指針の周知徹底を図ります .....	12
5. 附 則 .....	13



## コーセーグループの皆さんへ

私たちコーセーグループは、企業の存在理念を「英知と感性を融合し、独自の美しい価値と文化を創造する」として、化粧品を核とする事業展開をしています。昭和21年に創業して以来、お客さまに心から満足していただける最高の品質の化粧品とサービスをお届けすることを、一貫して企業活動の第一に掲げてきました。そして、より迅速な意思決定を実現し、グローバル競争力の強化を目指すため、2026年1月1日に「株式会社コーセーホールディングス」へ商号を変更し、純粋持株会社体制となり新しい一歩を踏み出しました。

現在、社会は驚くべきスピードで変化しており、私たちは正解のない問いに向き合い続ける「不確実な時代」を生きています。このような時だからこそ、皆さんには「コーセーグループ 行動指針」を深く理解し、体現してほしいと願っています。

行動指針は、単なるルールの遵守に留まるものではありません。変化の激しい時代だからこそ、私たちは役職や立場、雇用形態を問わず、一人ひとりが常に「誠実で良識ある判断」を自律的に行わなければなりません。私たちの判断一つひとつが、グループ全体の信頼を築き、あるいは一瞬にしてそれを損なう可能性を持っていることを、心に刻んでください。

ぜひ、皆さんは社会の一員であることを今まで以上に認識した上で、この「行動指針」の精神を理解し、これに基づいた行動をすることを自分自身に対して、また自分を取り巻くすべての人に対して宣言してください。

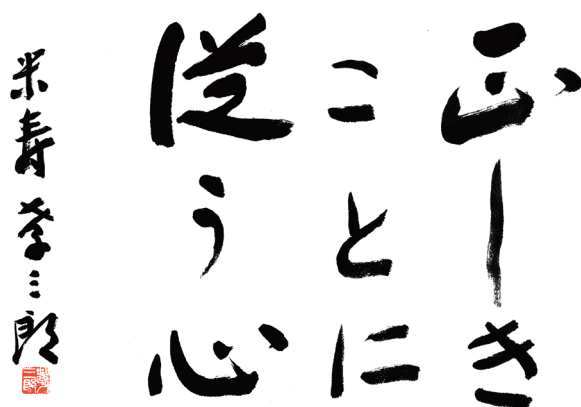
私は皆さんと共に、この不確実な時代を切り拓き、コーセーグループを今以上にお客さまから、そして社会から信頼され、期待に応え続ける企業にしていきたいと考えています。皆さんのご協力を心からお願いします。

株式会社 コーセーホールディングス  
代表取締役社長  
リスクマネジメント・コンプライアンス委員会委員長  
澁澤宏一

## コーセーグループ行動憲章



### 「正しきことに従う心」



正しきことに従うためには  
勇気がいります  
忍耐がいります  
知恵と努力が必要です  
柔軟な心と素直さが必要です  
今でも一歩でも近づきたいと  
自分の心に言い聞かせている  
毎日であります

小林孝三郎

コーセーグループは正しいことは何かを見つめながら「正しきことに従う心」をもって、  
倫理に即した行動に徹し、法令・社会的規範を遵守し、  
お客さまをはじめ広く社会から支持される  
誠実で誠意のある企業であり続けることを目指します。

「正しきことに従う心」は、創業者である故 小林孝三郎の座右の銘でした。  
これは創業以来の企業精神の根幹であり、当社グループのコンプライアンス経営の要と位置付けております。

# コーセーグループ行動理念



存在理念である「英知と感性を融合し、独自の美しい価値と文化を創造する」、経営理念の「コーセーを愛し支える人達のために」を具現化するための行動理念が「私が創るコーセーの今と未来」です。

私たちは、日々の活動の中で行動理念の4つの取り組みを常に心掛けるように努めます。



# コーセーグループ行動規範



事業活動のあらゆる場面で法令を遵守し、社会的倫理に則った行動をとることは、会社存立の大前提であるとともに経営の根幹であると考えます。

『コンプライアンス(法令遵守等)』とは、法令の文言のみならず、法の趣旨に沿って行動することをいいます。

法律・命令・条例・社内規程などに違反しないことが大前提となりますが、さらに一步踏み込んで、法律で禁止されていないから良いと、都合よく解釈して行動することも避けなければなりません。又、法律に違反していないとしても、社会がアンフェアと感ずる行為も避けなければなりません。『社会的倫理に則った行動』を取るためには、誠実さを持って自らを律していくことが必要になります。私たちは、これらの行動を通じて、社会から信頼される存在であり続けるよう努めます。

## 1. 私たちは、

お客さまや取引先様との関係において、以下の行動を約束します

### ①「お客さまにもっと近づく」お客さま志向を大切にします。

- ・私たちは、商品の企画・研究開発、生産から販売にいたるまで、真の顧客視点で、お客さまに満足と信頼が得られる価値を提供し続けることに努めます。
- ・私たちは、すべてのお客さまに満足していただけるよう、アダプタビリティ<sup>※</sup>を根幹とする商品・サービス・広告宣伝などの提供に努めます。

※アダプタビリティ…グローバル社会など、社会変化に柔軟に適応し進化する能力のこと

### ② 優良で安全な商品を提供します。

- ・私たちは、商品の企画・研究開発、生産、保管、販売などにあたっては、常に安全性を第一に考え、関係する法律および安全基準を十分理解し、これを遵守します。

## コーセーグループ行動規範



- 私たちは、商品の安全性などに関連する情報を入手したときは、直ちに事実関係を確認し、その結果、問題があることが判明した場合は速やかに適切な対応をとります。

### ③ 適切な情報・サービスを提供します。

- 私たちは、商品の販売や広告宣伝などにおいて、事実により裏付けられた正確でわかりやすい表現を用いて説明するように努めます。
- 私たちは、お客さまに誤解や誤認を与えるような表現は厳に慎み、不当表示や過大景品の提供をはじめ、化粧品公正競争規約・景品表示法・薬機法などの関連法規を遵守します。
- 私たちは、競合企業や他企業の情報を不正な手段により、入手および使用はしません。

### ④ 取引先様を適正に選定し、公正・倫理的な取引を行い、責任ある調達・購買を行います。

- 私たちは、取引先様の再委託先や中小受託事業者も含めた調達・供給に関するサプライチェーン全体の把握に努め、互いに評価し合い、互いの持続的な発展に努めます。
- 私たちは、複数の候補の中から取引先様を選定するときは、品質・価格・納期・技術開発力・安定供給など諸条件を公平に比較・評価し、最適な取引先様を決定します。
- 私たちは、取引先様と人権・法令遵守・環境保全など社会的責任に関わる課題を共有し、取引先様にその取り組みを促します。
- 私たちは、独占禁止法及び中小受託取引適正化法(取適法)の関係法令などを遵守し、いかなる状況であっても、販売店様に販売価格を指示し拘束したり、取引先様に対し優位な立場を利用し不利益を課すことはしません。
- 私たちは、取引先様からの贈答については、原則として受け取りません。

## コーセーグループ行動規範



### 2. 私たちは、 法令を遵守し、社会との関係において、以下の行動を約束します

#### ① 社会一般に対し、企業としての説明責任を果たします。

- ・私たちは、事業活動の透明性を高め、的確かつ迅速な情報開示と説明責任を果たし、誠実なコミュニケーションを通じて信頼される企業を目指します。
- ・私たちは、事実と反することや、社会一般に対する誤解を与えるような過大な情報開示および広報活動は行いません。

#### ② 自社の情報及び個人情報の適正な管理と保護を徹底します。

- ・私たちは、お客さま・取引先様・社員などの個人情報を、個人情報保護法に則り厳重に管理し、情報漏洩の防止に努めます。
- ・私たちは、個人情報を個人の承諾なく他に開示したり、告知した目的外の使用は行いません。
- ・私たちは、在職中のみならず退職後も、会社の機密情報を不当又は不正に利用しません。

#### ③ コーセー環境基本方針に則り、環境の保全に配慮し、持続可能な社会に貢献します。

- ・私たちは、企画・研究開発、生産、物流、販売、廃棄までのあらゆるプロセスで、事業活動全体での環境負荷低減に努めます。
- ・私たちは、環境関連法規の遵守は勿論、環境教育の受講や自己啓発活動を通じて、環境保全に対する意識の高揚を図ります。

#### ④ 社会と常に対話と連携を図り、社会課題の解決に積極的に取り組みます。

- ・私たちは、美の創造企業としてQOLの向上・次世代への健康教育や啓発・ジェンダー平等などの取り組みや啓発を推進します。

## コーセーグループ行動規範



- ・私たちは、社会・地域・環境貢献活動に積極的に取り組み、サステナブルで豊かな社会の実現に努めます。

### ⑤ 知的財産を適切に利用し、その権利の保全に努めます。

- ・私たちは、会社に帰属する成果については、速やかに出願・登録などを行い、会社の知的財産権の保全に努めます。
- ・私たちは、コンピュータソフトの無断コピーなど、他人の知的財産権を侵害するような行為は行いません。
- ・私たちは、他人の知的財産権を使用する際は、適切な契約を締結した上で実施します。

### ⑥ 政治、行政との健全かつ清廉な関係を保ちます。

- ・私たちは、政治献金や各種団体へ寄付などを行うときは、公職選挙法や政治資金規正法などの関係法規を遵守し、社内規程に則り行います。
- ・私たちは、営業上の不正な利益を得るための贈賄・利益供与や違法な政治献金はもとより、政治・行政と癒着しているような誤解を招きかねない行動は厳に避け、健全かつ透明な関係を保ちます。
- ・私たちは、国家公務員倫理法及び規程に則り、公務員又はこれに準ずる者に対する接待・贈答は行いません。

### ⑦ 反社会的行為は行いません。又、反社会的勢力には毅然とした態度で臨みます。

- ・私たちは、暴力団などの反社会的勢力には毅然と対応し、いかなる恐喝や脅迫にも屈せず、又、不当な要求を受けたときも金銭などを渡すことで解決を図りません。
- ・私たちは、反社会的勢力との関係を遮断し、会社又は自らの利益を得るために反社会的勢力を利用せず、又、反社会的勢力に対し一切の利益や便宜を与えません。

## コーセーグループ行動規範



### ⑧ すべての国や地域において慣習と文化を尊重し、その国や地域の法令を守ります。

- ・私たちは、海外において活動する場合は、各国の法令を遵守することは勿論、日本とは異なるその国独特の慣習及び文化があることを理解・認識し、それらを尊重します。
- ・私たちは、外国公務員贈賄防止指針に則り、公務員又はそれに準ずる者に対する違法、あるいは不適切な接待および贈答は行いません。
- ・私たちは、輸出入取引については日本および関連する国の法令を遵守し、所定の手続に従い適正に実施します。

### 3. 私たちは、 社内や社員との関係において、以下の行動を約束します

#### ① 腐敗行為は行いません。

- ・私たちは贈収賄・ファシリテーション・ペイメント・詐欺・強要・談合・マネーロンダリングまた、過剰な接待や贈答品の授受・癒着・横領・着服・背任・隠蔽などのあらゆる腐敗行為を行いません。

#### ② 社内規程及び社内ルールを遵守します。

- ・私たちは、一人ひとりの言動が企業・ブランド価値につながることを認識し、コーセーグループ社員として、企業の代表としての自覚をもち行動します。
- ・私たちは、社内規程に基づく社内ルールに従い、業務を遂行します。
- ・私たちは、誠実に仕事に取り組むと共に、公私の区分をつけ、会社との利害対立に繋がるような行為は行いません。
- ・私たちは、一人ひとりの役割、職務と成果による公正な人事評価に取り組みます。

## コーセーグループ行動規範



- ・私たちは、業務上関係のある取引先様、競合企業等に関する内部情報を利用して、一般の投資家に対して情報が公開される前に、これら企業の株式・社債等を売買しません。
- ・私たちは、適切な財務・税務会計を行い、信頼性を確保します。
- ・私たちは、個人的な目的で会社の資産や経費を使用しません。
- ・私たちは、会計帳簿への記帳や伝票への記入にあたっては、事実の仮装・隠蔽や虚偽又は架空の記載を行ったり、簿外の資産を築いたりしません。
- ・私たちは、会社の資産を効率的に活用し、有形無形を問わず、毀損・盗難などを防ぐよう適切に取り扱います。

### ③ 常に健全な職場環境を維持することに努め、差別につながる行為は一切行いません。

- ・私たちは、コーセーグループ人権方針を遵守します。
- ・私たちは、各人の人権と多様な能力・個性・価値観を尊重します。
- ・私たちは、国籍・人種・宗教・性(性的指向や性自認にかかわらず)・学歴・年齢・障がい・身体的特徴・思想・信条などを理由とした差別的な言動をしません。
- ・私たちは、立場・役割の違いを互いに認識し、それを背景とした強制行動や威圧言動(パワハラ・セクハラ・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント)をしません。
- ・私たちは、業務遂行や日常の行動において、労働法・労働基準法・労働安全衛生法・就業規則や労働協約などのルールを守ります。

## コーセーグループ行動規範



### 4. 経営者・管理者は、コーセーグループ行動指針の周知徹底を図ります

- ① 本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、周知徹底を図ります。
- ② コンプライアンス委員会を設置し社内外の声を常時把握し、意思疎通を深め、実効ある社内体制整備を行います。

# コーセーグループ行動規範



## 5. 附 則

- ① 本行動指針は、コーセーグループの全ての社員に適用します。又、派遣契約やアルバイト契約に基づき勤務する者に準用するものとします。
- ② 本行動指針の改廃については、取締役会の承認を得るものとします。
- ③ ・本行動指針の内容や解釈に関して疑義が生じたときの問い合わせ窓口は、事務局（法務部）とします。
  - ・本行動指針に違反する行為又は違反のおそれのある行為については、これを発見した場合、又自ら行った場合を問わず、速やかに、コンプライアンス推進委員会が設ける窓口、又は各社が設ける窓口に報告するものとします。
  - ・報告者は、報告したという事実により何等不利益を被りません。但し、虚偽の通報や特定の個人を誹謗中傷するような通報をした場合は、その限りではありません。
- ④ 本行動指針の適用を受ける者が本行動指針に抵触する行為を行ったときは、その内容に応じて、就業規則の罰則などの適用を受けることになります。
- ⑤ 本行動指針は、誓約書をもって同意したものとします。

株式会社コーセーホールディングス

2026年3月発行